

様式第3号（第6条関係）

誓約書

年（      年）      月      日

城陽市長                      殿

住所

氏名

印

城陽市保育士奨学金返還支援金の交付を申請するにあたり、下記のとおり宣誓します。

記

私は城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

## 参 考

城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 暴力団員
  - イ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
  - ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
  - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (4) 略
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定める者をいう。
- (6)・(7) 略

城陽市暴力団排除条例施行規則（平成25年城陽市規則第35号）

（暴力団密接関係者の範囲）

第3条 条例第2条第5号の規則で定める者は、次に掲げる者その他の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者とする。

- (1) 暴力団の威力を利用している者
- (2) 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金銭、物品その他の財産上の利益を供与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超える贈答を行っている者
- (4) 暴力団員が関与する賭博、無尽その他これらに類する行為に参加している者
- (5) 暴力団員と共に頻繁にゴルフ、飲食、旅行その他の遊興をしている者